

京都市告示第400号

京都市西京老人福祉センターの指定管理者である社会福祉法人京都市社会福祉協議会から、京都市老人福祉センター条例第4条ただし書の規定に基づき、京都市西京老人福祉センターの臨時休所について、次のとおり申請があったため、これを承認します。

令和7年9月19日

京都市長 松井孝治

1 臨時休所する日

令和7年10月6日（月）から同年10月14日（火）まで

2 臨時開所する理由

施設改修等を実施するため

（保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課）